

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中澤莊也君） ただいまから、平成30年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月26日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案34件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査、指定管理者監査及び財政援助団体監査の結果についての報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中澤莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成30年第1回の川根本町議会定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また日ごろは、議会の皆さま方にも、行政に対しましても、大変な御指導をいただいておりますことを、心より感謝御礼等を申し上げたいというふうに思っております。

きょうは、来年度の予算等々も入ります大変重要な位置づけの議会でございます。大変多くの議案がございますけれども、皆様方のよりよい御指導をいただきながら、承認をいただきますように心がけていきたいというふうに思っております。どうか忌憚のない御意見をいただきながら、進行のほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

本日は大変ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤莊也君） どうもありがとうございました。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中澤莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中野暉君、8番、太田侑孝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中澤莊也君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。



◎日程第3 同意第1号 教育長の任命について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大橋慶士君の退場を求めます。

（大橋慶士君 退場）

○議長（中澤莊也君） 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意案件第1号、教育長の任命につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

現教育長の大橋慶士氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めるものであります。

同氏は、平成25年12月1日から教育長に就任し、改正地方教育行政法の改正がありましたが、現在1期目を務めていただいております、引き続き川根本町の教育行政を含む地域の将来を考える上で、幅広い知識と経験を有する同氏は、私のよき相談相手となり、ともによりよい町政を推進していただけるものと考えております。

以上、よろしく御審議をいただき、御同意いただきますようお願い申し上げます、同意案件の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。

大橋慶士君の入場を認めます。

（大橋慶士君 入場）



◎日程第4 議案第1号 川根地区広域施設組合の解散について

◎日程第5 議案第2号 川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分
について

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてから、日程第5、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてまでを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散についてから、日程第5、議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題とします。本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第1号、川根地区広域施設組合の解散について並びに議案第2号、川根地区広域施設組合の解散に伴う財産処分について、提案理由の説明をさせていただきます。なお、1号、2号ともに関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

川根地区広域施設組合の解散につきましては、島田市と平成15年度から供用しておりますし尿処理施設「クリーンピュア川根」について、施設建設費償還金が終了する平成30年3月31日をもって解散するものであります。

また、川根地区広域施設組合の解散及び解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第3号 川根本町し尿処理施設条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第3号です。川根本町し尿処理施設条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成30年3月31日をもって、川根地区広域施設組合の解散をするにあたり、し尿処理施設「クリーンピュア川根」が同年4月1日より川根本町単独での施設運営となることに伴い、本条例の制定をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、川根本町し尿処理施設条例の制定については、第1常任委員会

に付託することに決定しました。



◎日程第7 議案第4号 川根本町特別奨学金給付条例の制定について

◎日程第8 議案第5号 川根本町特別奨学金貸与条例の制定について

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、日程第8、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてまでを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、日程第8、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第4号並びに議案第5号を一括して、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、川根本町特別奨学金給付条例の制定について、このことにつきましては、全国募集を実施する県立川根高校の魅力化推進方策の一つとして、新たに給付型の特別奨学金制度を創設をするものであります。

本制度は、連携中学校のみならず、県内外からの川根留学生の優秀な人材の川根高校への入学時の支援に加え、同校を卒業し、大学進学時においても優秀な学生にはさらなる支援を講じる制度としております。本制度の創設により、今後の川根高校への入学者増加を目指すものであります。

引き続き、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定について説明をさせていただきます。

本案は、向上心に富みながら、経済的理由により就学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与することにより、有為な人材の育成を図るとともに、川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標である特色ある教育を展開し、若者を中心とした人の流れをつくるための具体策として、貸与型の特別奨学金制度創設のため、必要な条例の制定をお願いするものであります。

以上、2議案につきまして、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第4号から議案第5号までの全てについて総括的な内容で行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、川根本町特別奨学金給付条例の制定についてから、議案第5号、川根本町特別奨学金貸与条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第6号 川根本町児童クラブ施設条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第9、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第6号です。川根本町児童クラブ施設条例の制定の概要について説明をさせていただきます。

現在、平成30年4月のオープンを目指し、千頭地区に川根本町児童クラブを建築しております。

本条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に生活及び遊びの場を与えて、心身ともに健全な育成を図るという設置目的を定めるとともに、適切な施設の管理運営に関する様々な基本的な事項を定めるものであります。

なお、本条例の施行に関し必要な事項につきましては、別に定めております川根本町放課後児童クラブ事業実施要綱において、手続の具体的な事項を定めることとしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、川根本町児童クラブ施設条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第7号 川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について

○議長(中澤莊也君) 日程第10、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第7号です。川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、県から市町へ移譲されることに伴い、その基準を市町で定める必要が生じたため、本条例の制定をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、川根本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準等を定める条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第11 議案第8号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第11、議案第8号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第8号です。提案理由の説明を申し上げます。川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律において、原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合等、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に限り、さらに6カ月の再延長を可能にする改正が行われたことに伴い、関係する条文を整備する改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。提案理由に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第9号です。川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、去る8月8日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から若年層に重点を置いて俸給表の水準を平均0.2%、また、特別給の支給月数を0.1カ月分引き上げるといった内容の勧告を行ったところであります。

町といたしましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものであります。

また、今回の人事院勧告で勧告をされたものではありませんが、公共交通機関を使用することが常態となっている職員への通勤手当の支給について、町独自に適正額を算出し、上限額を定めておりましたが、これを見直し、国の基準と同額とするものであります。

最後になりますが、地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日に施行されました。この法律改正に伴い、引用の不一致に対応した関連条例の改正を行う必要がありましたが、これを適正にするため、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第10号 川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第13、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、平成29年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、特別職の期末手当の支給率を年間0.1カ月分引き上げ、年間4.4カ月分となる改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



**◎日程第14 議案第11号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部
を改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第14、議案第11号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号です。川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日に施行され、この法律改正に伴い、引用の不一致に対応した関連条例の改正を行う必要が生じたため、これを適正にするため、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



**◎日程第15 議案第12号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正
する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第15、議案第12号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第12号です。川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

従前からお知らせをしております平成30年度から町直営による訪問看護事業が開始となります。一つの事業所として事業を実施するに当たり、特別会計を新設する必要がありますので、第2条中に第4号として訪問看護事業特別会計を新たに加えるというものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第16 議案第13号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第16、議案第13号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号です。川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

今回の改正は、若者交流センターにおいて、川根本町公営塾を開設することに対応するため、関係条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第17 議案第14号 川根本町営バス条例の一部を改正する条
例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第17、議案第14号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成30年3月末の国道362号青部バイパス開通に伴い、長年の懸案でありました旧町間を結ぶ町営バス路線についての運行を行うものであります。

町営バス運行に際し、運行路線の変更、新規停留所の設置及び停留所名の変更、運賃等の改定につきまして、条例の一部を改正するお願いをするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎日程第18 議案第15号 川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第18、議案第15号、川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号です。川根本町子育て支援施設条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

現在、平成30年4月のオープンを目指し、旧地名保育園を川根本町子育て支援施設「こもれび」とするよう整備を行っております。

本条例は、この施設の設置目的を「子育てに係る者及び家庭に対する育児支援を図る」と定めるとともに、適正な施設の管理運営に関する様々な基本的な事項を定めるため、現在施行されております川根本町子育て支援施設条例を改正し規定をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第16号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎日程第20 議案第17号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第19、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、議案第16号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第16号並びに議案第17号を、関連がございますので一括して提案理由の説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部

を改正する法律が、平成30年4月1日より施行されることに伴い、国民健康保険法と町の国民健康保険条例の整合性を図る必要性から、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、平成30年度4月から国民健康保険事業が広域化され、運営主体に県が加わり財政運営の責任主体となることに伴う、名称の変更や字句の追加等の改正に加え、法律改正に伴い引用の不一致が生じているため、これを適正にするため所要の改正をあわせて行うものであります。

引き続き、議案第17号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成30年4月より国民健康保険事業が広域化され、運営主体に県が加わり、財政運営の責任主体となることに伴い国民健康保険給付等支払準備基金条例の改正を図る必要性から、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、これまで基金の用途につきましては保険給付費の支払いに限定をしておりましたが、広域化に伴い国民健康保険事業の健全な財政運営に用途を変更する内容の改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第21 議案第18号 川根本町後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第21、議案第18号、川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第18号です。川根本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただきます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月1日より施行されることに伴い、同法と町の後期高齢者医療に関する条例の整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、現状では、国民健康保険法による住所地特例者が75歳になると住所地特例が外され、現住所地での後期高齢者保険の被保険者となっているものが、改正後は、引き続き住所地特例の対象となることのできる旨の改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第22 議案第19号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第22、議案第19号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは議案第19号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正と、あわせて介護保険法第117条の規定にされる介護保険事業計画の第7期（平成30年度から平成32年度）の3年間の介護給付費等サービス見込み量に基づいた介護保険事業に要する費用に充てるため、平成30年度から平成32年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第23 議案第20号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長（中澤莊也君） 日程第23、議案第20号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第20号です。川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、近年、消防団員の実数と条例定数が乖離する状態にあるため、これを是正し、定数の適正化を図るため、本条例を改正するものであります。

言うまでもなく、常備消防力が進展している今日において、地域消防力、地域防災のなめである消防団員の確保は極めて重要な課題であります。現状では現行の定員数までの人員を確保するのが非常に困難な状態にあることから、今回、現実に則した団員定数の改正を

行うものであります。

以上、よろしく御審議いただき、御採決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第24 議案第21号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第24、議案第21号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第21号です。川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本条例における損害補償の算定の基礎となる額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められており、基準政令に規定されている補償基礎額の加算額及び加算の対象につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

一般職の職員の給与に関する法律は、平成28年11月に改正され、平成29、平成30年度において段階的に扶養手当の支給額が改定されることになっており、基準政令で定められている扶養親族の加算額及び加算の対象について改正されるため、基準政令に準じ本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時00分

○議長（中澤莊也君） 引き続き会議を再開いたします。



◎日程第25 議案第22号 平成29年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長(中澤莊也君) 日程第25、議案第22号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第22号です。平成29年度川根本町一般会計補正予算、第6号の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億793万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,847万8,000円としたいものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、災害復旧費など年度内に完成が見込めない17事業の、翌年度に繰り越して使用したい経費となっております。

第3表の地方債補正につきましては、歳出の補正に伴うものや充当地方債の振りかえなどによるものとなっております。

今回の補正は、ほとんどが各種契約差金や実績見込みに基づく減額となっており、人事配置等により職員人件費の減額、県知事選挙、町長・町議会議員選挙、衆議院議員選挙の執行実績に基づく減額、町内2カ所の旧焼却施設解体工事の契約差金として減額、災害復旧に係る測量設計委託や工事費が契約差金による減額、各種補助金の執行見込みに基づく減額等があります。

また、歳入につきましては、事業費の実績見込みに伴う国・県支出金の減額、採択事業の振りかえに伴う地方債の増減、充当の不用が見込まれるまちづくり基金や社会福祉基金などの繰入金の減額が主なものとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第26 議案第23号 平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(中澤莊也君) 日程第26、議案第23号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第23号です。平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補

正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,514万円としたいものであります。

今回の補正は、過去に納入された保険料を被保険者へ還付するためのもので、還付金が29万3,000円、還付加算金が1万1,000円となっております。既に納められた保険料を還付するものでありますので、後期高齢者医療広域連合からの還付金及び加算金収入で賄う形となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第27 議案第24号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（中澤莊也君） 日程第27、議案第24号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号です。平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,670万円としたいものであります。

今回の補正は、前年度実績により納付すべき消費税額の減額に加え、執行見込みに基づく不用額の減額となっております。

歳入の主なものは、取り崩し不用となる基金繰入金の減額となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第28 議案第25号 平成29年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第28、議案第25号、平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第25号です。平成29年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,576万2,000円としたいものがあります。

今回の補正は、職員人件費の増額分を計上するもので、全額を一般会計繰入金で賄うものとしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第29 議案第26号 平成29年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中澤莊也君） 日程第29、議案第26号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第26号です。平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ576万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,970万1,000円としたいものであります。

今回の補正は、職員人件費の増額に加え、その他は医師募集広告料や医薬材料費などの実績見込みに基づく不用額の減額となっております。

歳入につきましては、予防接種などによる診療報酬収入の減額と、事業費の減額に伴う一般会計繰入金の減額などとなっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



- ◎日程第30 議案第27号 平成30年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第31 議案第28号 平成30年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第32 議案第29号 平成30年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第33 議案第30号 平成30年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第34 議案第31号 平成30年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第35 議案第32号 平成30年度川根本町温泉事業特別会計予算
- ◎日程第36 議案第33号 平成30年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- ◎日程第37 議案第34号 平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中澤莊也君） 日程第30、議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30、議案第27号、平成30年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、一括して大変長くなりますけれども、提案理由の説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、議案第27号です。平成30年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成30年度当初予算は61億9,500万円、前年と比べまして3億4,500万円、率にいたしまして5.28%の減額となる予算を編成をさせていただきました。

普通交付税の合併算定替えが段階的に縮減されていることなど歳入の減少要因が多い中、限られた財源を有効に活用するために、事業費の精査を徹底しながらも、第2次総合計画における重点戦略である「川根本町の強みを生かすプロジェクト」、「人口減少の克服を目指

すプロジェクト」を推進するべく、効率的で効果的な予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

また、地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、一般会計について、大まかに説明をさせていただきます。

町の強みを生かす事業としては、町民誰もが誇れる地域資源である川根茶振興のための施策として、引き続き生産基盤強化のための各種補助事業、一方で増加傾向にある荒廃農地の利活用を進めるための事業を予算に盛り込んでおります。

また、多面的な機能を有し、町の総面積の約94%を占める地域資源である森林整備、林業振興では、間伐を促進するための助成事業や、施業の基盤となる林道整備事業、新たな展開を見せ始めている木の駅かわね事業なども計上をさせていただきました。

同じく町の財産である豊富な観光資源を生かし、新たな価値創出を促進するための事業といたしまして、ユネスコエコパークの普及啓発、寸又峡遊歩道の安全対策事業、身障者用駐車場・トイレ整備事業や寸又峡温泉の魅力を新たな観光資源として検討するための事業、地域住民の機運が高まり自発的な事業展開が見込まれる塩郷吊橋周辺整備事業など、観光入り込みが増加している今を好機と捉え、盛りだくさんの予算となっております。

さきに申しあげました物質的な強み以外にも、この町に住む人々がつくり出す時間の流れや顔が見えるきずなといった部分も我が町の強みであります。この強みを生かす事業として、外出支援サービスや緊急通報システムサービス等の高齢者福祉事業、新たな子育て支援施設の運営や新たな産後ケアなどを含めた子ども・子育て支援事業、地域づくり活動事業補助などの住民活動の支援のための予算も計上をさせていただきました。

もう一つの重点戦略である人口減少の克服の面では、若年層が本町に定住するための就労環境・就労機会を充実させていくためのサテライトオフィスやテレワークの推進事業といった地方創生推進事業、また、川根本町の自然や人、生活に魅力を感じている方たちへの移住・定住促進のための事業として、空き家バンク事業の充実、移住相談事業、お試し移住体験事業など、積極的に推進するための予算を計上させていただきました。

また、平成29年度から用地選定や実施設計を手がけ、平成30年度の最も大きな事業として、仮称ではございますけれども伝統文化伝承館建設事業を予算計上させていただきました。

町の宝である子供たちの教育にも引き続き力を注ぐ予算となっており、従前の中高生海外研修、小学5年生の県外体験学習、町立学校のICT教育推進、川根高校や川根留学生の支援のほか、新たに給付型を含めた人材育成特別奨学金制度の設立、学習支援のための公設民営塾の運営を予算計上させていただきました。

これらの事業を好循環させ、相乗させながら、千年先も続く川根本町を目指す積極的な予

算を編成をさせていただきました。

よろしく御審議いただき、御同意されますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお引き続きまして、議案第28号になります。国民健康保険事業特別会計予算を説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,670万円で、前年度と比べまして1億5,230万円の減額であります。

国民健康保険事業は平成30年度から広域化をされ、その運営主体に県が加わり、財政運営の責任主体となることから、予算の組み立ても平成29年度とは若干異なっておりますので、単純に前年度比較することが難しくなっておりますことをご承知おき願いたいと思います。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

予算説明資料の49ページからごらんください。

第1款総務費は3,044万7,000円であります。主な内容といたしましては、職員人件費、システム改修、国保連合会負担金、電算処理業務委託などであります。

第2款保険給付費は5億8,576万5,000円で、療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上させていただいております。

第3款国民健康保険事業費納付金は新設であります。県へ納める納付金として1億9,888万8,000円となっております。

第4款共同事業拠出金は、ほぼ皆減で、科目設置としての1,000円であります。

第5款保健事業費は1,243万7,000円で、特定健診事業費、保健事業活動費を計上しております。

第6款基金積立金、2,801万円であります。

第7款公債費は、一時借入の利子として2,000円を計上してあります。

第8款諸支出金は115万円で、国保税の還付金、還付に伴う加算金を計上しております。

第9款予備費は1,000万円であります。

なお、前年度予算に科目のありました後期高齢者支援金、前期高齢者支援金、介護納付金は廃目となっております。

次に、歳入でございます。

資料の46ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は1億4,602万1,000円。

第2款使用料及び手数料は1,000円。

第3款県支出金は、保険給付費等交付金として5億9,412万6,000円であります。

第4款の財産収入は1万円であります。

第5款繰入金は1億2,651万9,000円で、一般会計繰入金と基金繰入金となっております。

第6款繰越金は1,000円あります。

第7款諸収入は2万2,000円であります。

なお、前年度まで科目にありました国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は廃目となっております。

以上が、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第29号、後期高齢者医療事業特別会計に移らせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,970万円で、前年度と比べ490万円の増額であります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の58ページからごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は1億2,956万8,000円で、医療保険料と保険基盤安定負担金であります。

第2款諸支出金は13万2,000円であります。

次に、歳入でございます。

資料の56ページからごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は9,196万4,000円で、特別徴収分と普通徴収分であります。

第2款使用料及び手数料は1万6,000円で、督促手数料であります。

第3款繰入金は3,760万2,000円で、一般会計繰入金。

第4款諸収入は11万7,000円で、第5款繰越金は科目設置として、1,000円あります。

以上が平成30年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議のうえ、御採択賜りますようお願い申し上げます。次に、議案第30号、介護保険事業特別会計へ移らせていただきます。

第6期介護保険事業計画が平成29年度で終了することから、平成30年度からは、第7期介護保険事業計画に基づき予算を編成しております。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,070万円で、前年度と比べまして1,340万円の増額であります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の65ページからごらんください。

第1款総務費は3,890万1,000円あります。職員の人件費並びに介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものであります。

第2款保険給付費は11億9,917万2,000円。

第3款財政安定化基金拠出金は、科目設置として1,000円。

第4款基金積立金は9,000円。

第5款地域支援事業費は4,255万6,000円で、介護予防生活支援サービス事業や包括的支援事業、任意事業などを実施する経費などを計上しております。

第6款公債費は、一時借入金利子として1,000円。

第7款諸支出金は6万円であります。

次に、歳入であります。

資料の62ページからごらんください。

第1款保険料は2億2,173万8,000円。

第2款使用料及び手数料は2万5,000円。

第3款国庫支出金は3億3,030万3,000円であります。

第4款支払基金交付金は3億4,198万1,000円。

第5款県支出金は1億8,948万7,000円。

第6款財産収入は、基金利子として3,000円。

第7款繰入金は、一般会計からの繰入金として1億9,702万6,000円であります。

第8款繰越金は、科目設置として1,000円。

第9款諸収入は13万6,000円であります。

以上が、平成30年度介護保険事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、引き続き、議案第31号です。簡易水道事業特別会計へ移らせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,120万円で、前年度と比べまして3,330万円の増額であります。平成30年度は本川根南部簡易水道の新小長井配水池新設工事を計画しており、これに伴い増額となっております。

歳出から、説明をさせていただきます。

資料の72ページからごらんください。

第1款総務費は2,919万6,000円で、職員の人件費や各種事務経費であります。

第2款水道事業費は1億1,736万4,000円で、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などの維持管理経費、新小長井配水池新設工事、接岨簡易水道中間槽設置工事などの水道建設費を計上しております。

第3款基金積立金は2,000円。

第4款公債費は7,363万7,000円。過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いであります。

第5款諸支出金は、一般会計繰出金を科目設置で1,000円であります。

第6款予備費は100万円であります。

次に、歳入です。

資料の70ページからごらんください。

第1款分担金及び負担金は9万円あります。

第2款使用料及び手数料は1億511万6,000円で、給水使用料が主なものであります。

第3款財産収入は2,000円。

第4款繰入金は6,928万円で、一般会計繰入金が5,824万4,000円、基金繰入金が1,103万6,000円。

第5款繰越金は210万円であります。

第6款諸収入は361万2,000円で、道路改良に伴う水道管の移転補償費が含まれております。

第7款町債は4,100万円で、新小長井配水池新設工事に充当をする過疎対策事業債、簡易水道事業債であります。

以上が、平成30年度簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第32号になります。温泉事業特別会計へ移らせていただきます。概要について説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,570万円で、前年度と比べ10万円の増額であります。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための維持管理経費を計上するものであります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の80ページをごらんください。

第1款総務費は1,028万8,000円で、職員人件費や事務費等の管理経費であります。

第2款温泉事業費は530万9,000円で、施設の維持管理経費であります。

第3款基金管理費は3,000円。

第4款予備費は10万円です。

次に、歳入に移らせていただきます。

資料の78ページをごらんいただきたいと思います。

第1款使用料及び手数料は361万3,000円。

第2款財産収入は3,000円。

第3款繰入金は、一般会計繰入金として1,197万8,000円。

第4款繰越金は10万円。

第5款諸収入は4,000円であります。

以上が、平成30年度温泉事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第33号、訪問看護事業特別会計へ移らせていただきます。

平成30年度から新設となります訪問看護事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,490万円とさせていただきました。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料の86ページをごらんいただきたいと思います。

第1款サービス事業費は1,490万円で、看護師の人件費、訪問に利用する車両の借上料、システムの運用経費などとなっております。歳出はこの1款のみの構成となっております。

歳入でございます。

資料の84ページからごらんください。

第1款サービス収入は477万7,000円で、訪問看護利用に伴う各種給付費収入と利用者負担収入です。

第2款繰入金は、一般会計繰入金として1,012万1,000円です。

第3款諸収入は、預金利子など科目設置で1,000円です。

以上が、平成30年度訪問看護事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第34号、診療所事業特別会計へ移らせていただきます。

議案第34号、平成30年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,990万円で、前年度と比べ120万円の増額であります。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の90ページをごらんください。

第1款総務費は3,335万9,000円で、医師報酬、職員人件費、施設の維持管理経費が主なものであります。

第2款医業費は1,639万円で、診療に必要な医薬材料費、医療機器の保守点検委託などあります。

第3款諸支出金は、一般会計繰出金を科目設置で1,000円であります。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入ですが、資料の88ページをごらんください。

第1款診療収入は2,911万4,000円で、外来診療収入や諸検査収入であります。

第2款使用料及び手数料は12万1,000円。

第3款繰入金は、一般会計繰入金で2,066万2,000円。

第4款繰越金は1,000円。

第5款諸収入は2,000円であります。

以上が平成30年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要であります。

本議案を含めまして、議案第27号から34号までの8件が平成30年度当初予算に関する議案であります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、大変長くなりましたけれども、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） どうもありがとうございました。以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第27号から議案第34号までの全てについて、総括的な内容で行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第34号までは、11名の委員で構成する
予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第34号までは、予算特別委員会に付託することに決定し
ました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4
項の規定により、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(中澤莊也君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月15日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時38分